

25 September 2014

Tax Alert



今回の Grant Thornton (Vietnam) の Tax alert では、以下の論点について最新の情報をお届け致します。

- (1) 経済区および国境経済区で働く個人の個人所得税減税に関する2014年9月5日付け財政省ガイダンス **Circular No. 128/2014/TT-BTC**
- (2) ベトナムへの外国直接投資活動に対する為替管理に関する2014年8月11日付けベトナム中央銀行ガイダンス **Circular No. 19/2014/TT-NHNN**
- (3) みなし税およびみなし家賃手当に対する個人所得税の取扱いに関する2014年9月6日付け財政省ガイダンス **Official Letter No. 12495/BTC-TCT**
- (4) 外国へのお出張に派遣された個人がクレジット・カードで支払う20百万VND以上の金額の費用に対する損金算入に関する2014年9月6日付け税務総局ガイダンス **Official Letter No. 3819/TCT-CS**
- (5) セールスインボイスの申告および減額調整インボイスの申告に関する2014年8月21

日付け税務総局ガイダンス **Official Letter No. 3430/TCT-KK**

- (6) 従業員のために購入する健康保険および災害保険の保険料支払いに対する税務取扱いに関する2014年7月21日付けホーチミン市税務局ガイダンス **Official Letter No. 5732/CT-TTHT**

1. 経済区および国境経済区で働く個人の個人所得税減税に関する2014年9月5日付け財政省ガイダンス **Circular No.128/2014/TT-BTC**

この Circular のガイダンスにより個人所得税の減税を受ける納税者は、以下のような、経済区および国境経済区（以下、「経済区」）で働く、個人所得税法令が規定する居住者および非居住者の個人です。

- 経済区に事業施設を持つ組織・個人と労働契約を締結しており、実際に経済区で働く個人。
- 経済区外の組織・個人と労働契約を締結しているが、その経済区外の組織・個人が、経済区管理委員会、経済区内の国家管理当局、または、経済区内で投資および生産事業活動を行う機関・個人と締結した経済契約の履行のために経済区へ派遣されて働く個人。

個人所得税50%減税の計算対象となる所得は以下の通りです。

- 経済区で働くことにより個人が得る給与賃金所得。
- 経済区内での事業登録証明書の発行を受けた個人・複数個人によるグループ

の経済区内での生産事業活動から生じる所得。

Circular No.128/2014/TT-BTC は2014年10月20日から発効し、従来の2009年9月9日付け財政省 Circular No.176/2009/TT-BTC は効力を失います。

2. ベトナムへの外国直接投資活動に対する為替管理に関する2014年8月11日付けベトナム中央銀行ガイダンス Circular No. 19/2014/TT-NHNN

この Circular は、ベトナムへの外国直接投資活動に対する為替管理に関するガイダンスです。具体的には、投資資本の払込み、外貨およびベトナム・ドンによる直接投資資本口座の開設および使用、資本譲渡、資本・利益および合法的所得の外国送金、投資準備段階のための投資資本送金が規定の対象となります。

Circular No. 19/2014/TT-NHNNでは、以下の通り、重要な原則を定めています。

- 外国直接投資資本を持つ企業への外国投資家およびベトナム投資家による現金での投資資本の払込みは、直接投資資本口座への送金の形態を通して実施しなければなりません。
- 外国投資資本を持つ企業、および、外国投資家の投資プロジェクトにおける投資資本の譲渡は、投資法、企業法、個人所得税法、法人所得税法、これら法律のガイダンス法令の規定、為替管理に関する現行規定、および、関連法定の規定を順守する必要があります。

この Circular には、以下のような規定もあります。

- 外国直接投資資本を持つ企業が、解散、活動停止、または、投資資本の譲渡により外国直接投資資本を持つ企業の従来の法人格が変更されるために、直接投資資本口座を閉鎖する必要がある場合、外国投資家は、外貨購入、直接投資資本および合法的所得の外国送金取引実施のために、認可銀行に開設した

自らの外貨およびベトナム・ドンの決済口座を使用することができます。

- 外国投資家は、ベトナムにおける直接投資活動から得たベトナム・ドンによる合法的所得を使用して、認可信用機関で外貨を購入し、外貨購入日から30営業日以内に外国へ送金することができます。

この Circular は、**2014年9月25日から発効**し、ベトナムでの外国間接投資活動を実施するための間接投資資本口座の開設および使用に関する2014年3月12日付け中央銀行ガイダンス Circular No. 05/2014/TT-NHNN の第9条は廃止されます。

3. みなし税およびみなし家賃手当に対する個人所得税の取扱いに関する2014年9月6日付け財政省ガイダンス Official Letter No.12495/BTC-TCT

この Official Letter によれば、雇用者（会社）が、従業員へ所得を支払う前にみなし税を控除して、実際に発生する個人所得税を従業員に代わって納付する **タックス・イコライゼーション** の方針を実施している場合、課税所得へのグロスアップ計算を行うネット所得には **控除したみなし税を含みません**。

このガイダンスはみなし家賃手当に対しても同様に適用され、これによれば、課税所得へのグロスアップ計算を行うネット所得には **控除したみなし家賃手当を含みません**。

この Official Letter では、上述の場合に対する具体的な例を挙げています。

この Official Letter は、2013年10月1日から発効している2013年8月15日付け Circular No. 111/2013/TT-BTC を根拠としており、各省・中央直轄都市の税務局へ送付されています。

この Official Letter のガイダンスが遡及して適用されるか否かについての言及はありませんことご留意下さい。

4. 外国への出張に派遣された個人がクレジット・カードで支払う20百万VND以上の

**金額の費用に対する損金算入に関する
2014年9月6日付け税務総局ガイダンス
Official Letter No. 3819/TCT-CS**

この税務総局のガイダンスによれば、出張に派遣された個人のクレジット・カードによる支払いは、現金を使用しない支払形態としての条件を満足していると見なされ、この費用は、以下の条件を満足すれば、課税所得の算出に際して損金算入が認められます。

- 物品サービスの提供者により発行された適切なインボイス、証票があること。
- 出張者に対する出張を命じた決定書、または、同様の文書があること。

会社側は、出張者による個人名義のクレジット・カードを使用した出張費用の立替払い、および、立替払いしたその出張費用の会社との精算を認める旨の財務規定または社内規定の整備および実施を行う必要があります。

その他、この出張費用の損金算入を担保するためには、この出張費用が、会社の生産事業活動に関連して実際に発生した費用であることが必要です。

5. セールスインボイスの申告および減額調整インボイスの申告に関する2014年8月21日付け税務総局ガイダンス Official Letter No. 3430/TCT-KK

通常のセールスインボイスに対する申告ガイダンス：

- (VATインボイスではない) 通常のセールスインボイスについて、控除法によるVAT納税者は、仕入物品サービスのインボイス・証票一覧表(様式 01-2/GTGT)へ記入しません。

売上減額・税額減額の調整インボイスについての申告ガイダンス：

- 売上側は、減額調整インボイスを一覧表様式 01-1/GTGT へ記入しマイナス価額を申告します。
- 仕入側は、様式 01-2/GTGT を使用してマイナス価額を申告します。

税務総局は、既に、申告支援ソフトウェア HTKK および電子申告支援ソフトウェア iHTKK の様式 01-1/GTGT および様式 01-2/GTGT へのマイナス価額記入ができるようにサポート済みです。

6. 従業員のために購入する健康保険および災害保険の保険料支払いに対する税務取扱いに関する2014年7月21日付けホーチミン市税務局ガイダンス Official Letter No. 5732/CT-TTHT

会社が従業員のために健康保険および災害保険を購入する場合、以下のようになります：

個人所得税について：

- この保険料金額は、従業員の個人所得税の課税所得に含めます。

法人所得税について：

- これら保険購入について、会社の財務方針の中で、補助を受ける従業員の条件および補助額が具体的に規定されており、かつ、法令の規定に基づく法定社会保険の会社の義務を十分に果たしている場合、Circular No. 78/2014/TT-BTC に基づいて、月1人当たり100万 VNDを限度として法人所得税の計算の際の損金算入が認められます。

以上の規定・ガイダンスの改正内容に関する詳細にご関心があり、これら改正事項による御社の事業活動への影響について検討されたい場合は、Grant Thornton (Vietnam) の税務専門家へ詳細をお問い合わせ下さい。

Contact

Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Hanoi
T +84 4 3850 1686
W www.gt.com.vn

Hoang Khoi

Tax Partner

D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner

D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形薫 (Kaoru Okata)

Director - Japanese Desk

D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director

D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager

D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
T +84 8 3910 9100
W www.gt.com.vn

Nguyen Hung Du

Tax Partner

D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Nguyen Thi Ngoc Uyen

Tax Director

D +84 8 3910 9232
E Uyen.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director

D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

安永梢 (Kozue Yasunaga)

Senior Manager – Japanese Desk

D +84 8 3910 9260
E Kozue.Yasunaga@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager

D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager

D +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

